

インキュベーションセンター運営費補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

[産業観光部産業創出課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、起業家の育成及び支援を図るため、インキュベーションセンターを運営する公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構（以下「テクノポリス」という。）に対し、補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、インキュベーションセンターの運営に要する経費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は補助の対象となる経費の 4 分の 1 以内の額とし、300 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 3 条 テクノポリスは、規則第 4 条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第 7 条 テクノポリスは、事業が完了したときは速やかに規則第 14 条に規定する報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。